

(様式 1-3)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|----------|------------|-----|-----------------------|------------|--------|
| NO. | 14 | 事業名 | 都市防災推進事業 (都市防災総合推進事業) | 事業番号 | D-20-1 |
| 交付団体 | 南相馬市 | | 事業実施主体 (直接/間接) | 南相馬市 (直接) | |
| 総交付対象事業費 | 9,500 (千円) | | 全体事業費 | 9,500 (千円) | |

事業概要

南相馬市は、沿岸部には防潮堤と防潮林を整備し、津波からの防護を図ることを基本としている。しかしながら、原町区の一部津波被災区域には、防災のためのまちづくり計画の対象となっていない地域が存在し、当該地域の復旧・復興の観点から、一刻も早いまちづくり計画の作成が不可欠である。このため、原町区の津波被災区域において、津波シミュレーションを行うなど、当該区域における土地利用等に係る必要な調査を実施する。

H24 委託料 9,500 千円

【南相馬市復興計画 37 頁】

主要施策 4 防災まちづくり

基本施策 4-1 災害に強いまちの創造

《目標》

甚大な災害をもたらした今回の災害を教訓として、ハード・ソフト両面にわたる災害対策の充実を図り、安全・安心のまちをつくります。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 24 年度> 調査事業

東日本大震災の被害との関係

当該地域は、東日本大震災により甚大な被害を受けており、多くは防災集団移転等により高台等へ移転予定であるが、災害危険区域外で津波被害を受けた若干の住宅が現地で再建を望んでいるため、土地利用を踏まえつつ、浸水を減少させ、人命を守る最低限必要な防災機能の検討が必要である。

関連する災害復旧事業の概要

・当該地域は、防災集団移転促進事業を進めており、今後、農山漁村地域復興基盤総合整備事業の予定地域であるため、土地利用等の検討・調整を行っている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

| | |
|-----------|--|
| 関連する基幹事業 | |
| 事業番号 | |
| 事業名 | |
| 交付団体 | |
| 基幹事業との関連性 | |
| | |

(様式 1-3)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成24年6月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|---|------------|-----|------------------|------------|-------|
| NO. | 31 | 事業名 | 道路事業(市街地相互の接続道路) | 事業番号 | D-1-4 |
| 交付団体 | 南相馬市 | | 事業実施主体(直接/間接) | 南相馬市(直接) | |
| 総交付対象事業費 | 65,000(千円) | | 全体事業費 | 65,000(千円) | |
| 事業概要 | | | | | |
| <p>◆ 道路事業(市街地相互の接続道路)</p> <ul style="list-style-type: none">鹿島区2-8号線(南相馬市鹿島区八沢地区) L=500m, W=4.0(5.0)m <p><南相馬市復興計画 37頁> ○交通インフラの整備(常磐線の再開、常磐自動車道の開通、県道原町川俣線の改良、八木沢トンネルの早期建設)</p> <ul style="list-style-type: none">常磐自動車道の早期開通やスマートインターの設置、常磐自動車道へのアクセス道、国道6号及び県道原町川俣線、原町・海老・相馬線、北泉・小高線、広野・小高線、相馬・浪江線などの整備促進を関係機関へ要望するとともに、高速道路や国・県道と連携した道路ネットワークを確立するため、主要市道の改良等を推進します。 <p>※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください</p> | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <p><平成24年度> 実施設計 <平成25年度> 改良工事(H27まで)</p> | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| <p>震災当日、津波により壊滅的な被害を受けたため接続道路が寸断され、各集落が孤立した経緯があり、避難および支援物資等を輸送するにも困難をきたした。</p> <p>また、この地区においては全体的に地盤沈下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮及び大雨時に冠水する危険がある。</p> <p>これらの経過を踏まえると、迅速な避難および被災後の支援物資等の輸送路を確保しつつ、最低限の浸水被害を防ぐため道路の嵩上げ等改良が必要である。</p> | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none">被災地域については、農地災害復旧事業を進めており本事業との調整を行っている。 | | | | | |
| ※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。 | | | | | |
| 関連する基幹事業 | | | | | |
| 事業番号 | | | | | |
| 事業名 | | | | | |
| 交付団体 | | | | | |
| 基幹事業との関連性 | | | | | |
| | | | | | |

(様式 1-3)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|----------|----------------|-----|---|----------------|--------|
| NO. | 32 | 事業名 | 住宅・建築物安全ストック形成事業 (がけ 地近接等危険住宅移転事業) | 事業番号 | D-13-1 |
| 交付団体 | 南相馬市 | | 事業実施主体 (直接/間接) | 南相馬市 (直接) | |
| 総交付対象事業費 | 1,760,000 (千円) | | 全体事業費 | 1,760,000 (千円) | |

事業概要

○住宅、建築物安全ストック形成事業 (**がけ**地近接等危険住宅移転事業)

[目的]

がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域(災害危険区域等)において危険住宅の移転を行う者に対して助成を行う

[内容]

- 対象要件: ①建築基準法第 39 条第 1 項の規定に基づき指定した災害危険区域
② " 第 40 条の規定に基づき建築を制限した区域
③土砂災害防止対策の推進に関する法律第 8 条の規定に基づき福島県知事が指定した土砂災害特別警戒区域

- 補助内容: ①除却等費: 危険住宅の除却等に要する費用(限度額: 780 千円/戸)
②建物助成費: 危険住宅に代わる住宅の建設(購入)に要する資金を金融機関等から借り入れた場合、当該借入金金利子に相当する費用
(限度額: 建物 4,440 千円、土地 2,060 千円、敷地造成 580 千円の計 7,080 千円/戸)

[対象戸数]

- ①H24.5.31 現在の意向調査による個人移転希望 214 件 回収率 66.2%である
②津波被害を受けた土砂災害特別警戒区域内にある住戸 10
214+10=224 戸

[事業費の算出]

$$224 \text{ 戸} \times 7,860 \text{ 千円} = 1,760,640 \text{ 千円} \approx 1,760,000 \text{ 千円}$$

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 24 年度> 交付対象 56 件
<平成 25 年度> 交付対象 56 件

東日本大震災の被害との関係

津波被害により甚大な被害を受けた地域について「災害危険区域」を設定し、その区域からの移転として防災集団移転事業があるが、当制度の利用により個人移転をする方への助成が可能となる。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

| | |
|------|--|
| 事業番号 | |
| 事業名 | |
| 交付団体 | |

基幹事業との関連性

| |
|--|
| |
|--|

(様式 1-3)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|---|--------------|-----|---|--------------|-------|
| NO. | 33 | 事業名 | 低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業 (南相馬市浄化槽設置整備復興事業) | 事業番号 | E-1-1 |
| 交付団体 | 南相馬市 | | 事業実施主体 (直接/間接) | 南相馬市 (直接) | |
| 総交付対象事業費 | 215,694 (千円) | | 全体事業費 | 215,694 (千円) | |
| 事業概要 | | | | | |
| ■移転等による住宅等再建支援 津波被害を受け災害危険区域外に移転する者に対し、住宅等の再建を支援するため、汚水を処理するための浄化槽の設置費用の一部を補助する。また、災害危険区域外において、地震・津波被害を受け、住宅等を再建する者に対しても同じく浄化槽の設置費用の一部を補助する。 ①集団移転：229件、②個別移転：171件 ※移転アンケート回収率66.2% ③地震被害による住宅等再建：80件、④津波被害による住宅等再建：36件 | | | | | |
| ■原町区北泉地区浄化槽整備 津波被害により処理場が損壊した元北泉特定環境保全公共下水道区域でかつ災害危険区域外において下水道から浄化槽に切り替える者に対し、浄化槽の設置費用の一部を補助する。 浄化槽への切替者：5件 | | | | | |
| <南相馬市復興計画 27項、31項> | | | | | |
| ○インフラの復旧・応急処置 上下水道施設の早期復旧 | | | | | |
| ○住宅再建の支援 | | | | | |
| ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | |
| <平成 24 年度> 77件補助 事業費414千円×77件=31,878千円 | | | | | |
| <平成 25 年度> 187件補助 事業費414千円×187件=77,418千円 | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | |
| 津波及び地震被害を受けた者の住宅再建支援として補助が必要である。また、損壊した下水道に替わり汚水を処理する浄化槽整備のため補助が必要である。 ※区域の被害状況も記載して下さい。 | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | |
| 防災集団移転促進事業 | | | | | |
| ※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。 | | | | | |
| 関連する基幹事業 | | | | | |
| 事業番号 | | | | | |
| 事業名 | | | | | |
| 交付団体 | | | | | |
| 基幹事業との関連性 | | | | | |
| | | | | | |

(様式 1-3)

南相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | | |
|--|----|------------|----------------------------|--|------------|-------|
| NO. | 34 | 事業名 | 農山漁村地域復興基盤総合整備事業(復興整備実施計画) | | 事業番号 | C-1-2 |
| 交付団体 | | 福島県 | 事業実施主体(直接/間接) | | 福島県 | |
| 総交付対象事業費 | | 64,893(千円) | 全体事業費 | | 64,893(千円) | |
| 事業概要 | | | | | | |
| <p>津波被害を受けた沿岸部の農業の復興を図るため、ほ場の大区画化等による農業生産性の向上及び担い手への農地集積を促進し、効率的かつ安定的な農業経営の確立を目指す。このため、ほ場整備事業実施に必要な事業計画書を作成及び経済効果算定を行う。</p> <p>ハード事業は、農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)を予定。</p> <p>受益面積 A=326.6ha(八沢(南相馬市分)、金沢・北泉地区)</p> <p>【南相馬市復興計画の記載】</p> <p>主要施策 3(経済復興)ー基本施策 3-1(産業の再生)ー主な方策(農林水産業への支援)</p> <p>被災農地の大区画化と利用集積を進め、経営主体の生産法人化による大規模経営と農業経営の複合化の推進を図る。</p> <p>【福島県復興計画の記載】</p> <p>(3) 新たな時代をリードする産業の創出</p> <p>④ 産業の再生・発展に向けた基盤づくり</p> <p>農業の持続的発展と農家が意欲とやりがいを持って営農できる環境を整えていくため、農用地の利用集積と一体となった農地整備事業をはじめとした農業農村整備事業を推進する。</p> | | | | | | |
| 当面の事業概要 | | | | | | |
| <平成 24 年度> 実施計画策定 | | | | | | |
| <平成 25 年度> | | | | | | |
| 東日本大震災の被害との関係 | | | | | | |
| <p>東日本大震災の津波により、南相馬市沿岸部の約 2,300ha が浸水し、甚大な被害が発生した。</p> <p>地域農業の復興を図る上で、大規模経営など効率的営農を図る必要があることから、新たな土地利用計画に基づくほ場整備を実施するための事業計画書作成及び経済効果算定を行う。</p> <p>津波被災割合(津波被災エリア面積/地区面積)・・・八沢 258/274=94%、金沢・北泉 45/52.6=86%</p> | | | | | | |
| 関連する災害復旧事業の概要 | | | | | | |
| ※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。 | | | | | | |
| 関連する基幹事業 | | | | | | |
| 事業番号 | | | | | | |
| 事業名 | | | | | | |
| 交付団体 | | | | | | |
| 基幹事業との関連性 | | | | | | |
| | | | | | | |